

別紙

訪問看護利用料金表（医療保険）

Ⅰ 訪問看護の利用料について

各種医療保険証に記載された一部負担金の割合により、訪問看護の費用の 1 割～3 割となります。

ア) 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

一般所得の方	訪問看護に要する費用の 1 割
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の 2 割
現役並み所得の方	訪問看護に要する費用の 3 割

イ) その他の医療保険証をお持ちの方

被保険者証に記載されている一部負担金の割合（1 割～3 割）

※) 公費負担医療制度が適用される方は負担金が軽減されます。

Ⅱ. 訪問看護の費用について

1. 訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
看護師・保健師	週 3 日まで	5,550 円	週 4 日目以降 6,550 円
理学療法士等			5,550 円
悪性腫瘍者の利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師（管理療養費なし）:			12,850 円/月
訪問看護基本療養費（Ⅱ）: 同一建物居住者で同一日複数利用者			
看護師・保健師	(1) 同 1 人	① 週 3 日まで	5,550 円
	ないし 2 人	② 週 4 日目以降	6,550 円
理学療法士等	(2) 同 3 人以上	① 同	2,780 円
		② 同	3,280 円
理学療法士等	(1) 同 1 人		5,550 円
	ないし 2 人		
	(2) 同 3 人以上		2,780 円
悪性腫瘍者の利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師（管理療養費なし）:			12,850 円/月
訪問看護基本療養費（Ⅲ）: 入院患者の外泊中の訪問看護（管理療養費なし）:			8,500 円

※理学療法士等とは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいう

【参考 1】特掲診療料の施設基準等「別表第 7」

・末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症（視神経脊髄炎含む）・重症筋無力症 ・スモン ・筋委縮性側索硬化症 ・脊髄小脳変性症 ・ハンチントン病 ・進行性筋ジストロフィー症 ・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））・多系統委縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症、シャイ・ドレーガー症候群）・プリオン病 ・亜急性硬化性全脳炎 ・ライソゾーム病 ・副腎白質ジストロフィー ・脊髄性筋委縮症 ・球脊髄性筋委縮症 ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎（多巣性運動ニューロパチー含む）・後天性免疫不全症候群 ・頸髄損傷 ・人工呼吸器を使用している状態

【参考 2】特掲診療料の施設基準等「別表第 8」（特別管理加算の対象）

Ⅰ 在宅麻薬等注射指導管理, 在宅腫瘍化学療法注射指導管理, 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている, もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者, 又は気管カニューレ, 留置カテーテルを使用している状態

Ⅱ 在宅自己腹膜灌流指導管理, 在宅血液透析指導管理, 在宅酸素療法指導管理, 在宅中心静脈栄養法指導管理, 在宅成分栄養経管栄養法, 在宅自己導尿指導管理, 在宅人工呼吸指導管理, 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理, 在宅自己疼痛管理, 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態, 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態, 人工肛門・人工膀胱を設置している状態, 真皮を超える褥瘡の状態, 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態

※別表第 7（介護保険対象でも訪問看護は医療保険給付）及び別表第 8（特別管理加算の対象）は回数制限なし

2. 訪問看護管理療養費

1. 月の初日・・・7,710 円

2. 月の2日目以降・・・3,010 円

※1 別表第7及び別表第8の対象者は週4以上の訪問看護が可能です。

※2 週3日（精神科訪問看護の場合：退院後3か月は週4日）の回数制限のある方に対して医師より急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が交付された場合、一月につき指示の日から14日を限度として週4日以上の訪問看護が可能です。

※3 介護保険の訪問看護利用者で「気管カニューレを使用している状態」及び「真皮を超える褥瘡の状態」の方には特別訪問看護指示書が月2回まで交付が可能で、その期間は医療保険の訪問看護となります。

3. 加算、訪問看護情報提供療養費、ターミナルケア療養費について

○	サービス内容別報酬	加算等
	緊急訪問看護加算 利用者の緊急の求めで診療所・在宅支援病院の指示により緊急訪問を行った場合（主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示での緊急訪問の場合も算定できる）	月14日目まで 2,650 円/日
	難病等複数回訪問看護加算 1日2回目 1日3回目以上	4,500 円 8,000 円
	長時間訪問看護加算（1時間30分を超える場合） 特別管理加算の対象者及び特別訪問看護指示書による訪問看護の期間は1回/週 1.15歳未満の（準）超重症児、2.15歳未満の小児であって別表第8に掲げる者は3回/週まで可能	5,200 円/回
	乳幼児加算 ：6歳の誕生日の前日までの加算 6歳未満の乳幼児で（準）超重症児、別表第7、別表第8に掲げる者	1,400 円 1,800 円
	複数名訪問看護加算 イ. 看護師と訪問（1日/週まで） ロ. 看護師等または看護補助者と訪問（3回/週まで、ハを除く） ハ. 看護師等または看護補助者と訪問（①②③の場合は毎日複数回訪問が可能） (1) 1回/1日 (2) 2回/1日 (3) 3回/1日以上 ①厚生労働大臣が定める疾病等の者 ②特別管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ⑤一人での看護が困難である場合 ⑥その多状況判断で①～⑤に準ずると認められる者	4,500 円 3,000 円 3,000 円 6,000 円 10,000 円
	夜間・早朝訪問看護加算 （夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時）	2,100 円/回
	深夜訪問看護加算 （深夜とは22時～6時）	4,200 円/回
	24時間対応体制加算 （看護師等の勤務体制を確保して、休日や夜間・早朝・深夜帯でも、電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行う）	6,800 円/月
	退院時共同指導加算 ：（1回、がん末期等は2回まで） （病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所されるにあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が病院へ出向き、共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合） 特別管理指導加算 ：特別管理加算の対象者の場合、退院時共同指導加算に上乗せ	8,000 円/回 2,000 円/回
	退院支援指導加算 ・厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が保険医療機関から退院した日に看護師が療養上の指導を行った場合 ・90分を超える長時間（複数回訪問含む）の場合	6,000 円 8,400 円
	在宅患者連携指導加算 （月1回）	3,000 円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）	2,000 円
特別管理加算 ：特別な管理を要する利用者（Ⅰは重症度が高い方） Ⅰ．在宅麻薬等注射指導管理, 在宅腫瘍化学療法注射指導管理, 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている, もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者, 又は気管カニューレ, 留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ．在宅自己腹膜灌流指導管理, 在宅血液透析指導管理, 在宅酸素療法指導管理, 在宅中心静脈栄養法指導管理, 在宅成分栄養経管栄養法, 在宅自己導尿指導管理, 在宅人工呼吸指導管理, 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理, 在宅自己疼痛管理, 在宅肺高血圧症患者指導管理, 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態, 人工肛門・人工膀胱を設置している状態, 真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態	5,000 円/月 2,500 円/月
訪問看護医療情報連携加算 ICT を活用して他の医療機関等と情報連携を行い計画的な訪問看護管理を実施	1,000 円/月
D X 情報活用加算 オンライン資格確認による利用者の診療情報を訪問看護の計画的な管理に活用	50 円/月
訪問看護物価対応料（1日につき） イ．月の初日の訪問の場合（R9 年 6 月以降 120 円/日） ロ．月の 2 日目以降の訪問の場合（R9 年 6 月以降 40 円/日）	60 円/日 20 円/日
訪問看護ベースアップ評価料 物価高騰の折から賃上げの方針の下、医療従事者の賃金についても改善を図る	1,830 円/月
訪問看護情報提供療養費 1（市町村または指定特定相談支援事業者等） 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、18 歳未満の児童 訪問看護情報提供療養費 2（保育所等・義務教育諸学校・高等学校等） 18 歳未満の厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 訪問看護情報提供療養費 3（主治医、求めにより入院・入所先に写しを提供） 入院・入所により在宅から療養場所を変更する訪問看護利用者	1,500 円 1,500 円 1,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費（介護保険との通算可能） （死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合・退院支援指導加算の算定に係る指導日を含む） ※終末期を自宅で過ごしたい方や家族と話し合い、利用者の意思を尊重して他職種との連携の上で対応する。訪問看護の支援体制（担当者、連絡先、緊急時の注意事項等）を説明してターミナルケアを行う	25,000 円

※特別管理加算

「在宅麻薬等注射指導管理, 在宅腫瘍化学療法注射指導管理, 在宅強心剤持続投与指導管理」の補足説明

- ・在宅麻薬等注射指導管理：がん末期・ALS 又は筋ジストロフィー症・緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の末期の利用者への麻薬注射に関する指導管理
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理：悪性腫瘍利用者に対する抗がん剤注射に関する指導管理
- ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態：強心剤の持続投与を輸液ポンプ等を用いて行った場合

Ⅲ．長時間・時間外・休日訪問料金等について（実費自己負担になります）

訪問内容	単位	金額
営業時間内で 90 分を超える訪問 （長時間訪問看護加算の対象外の時） 9：00 ～ 17：30	60 分毎	10,000 円
週 3 日を超える訪問（回数制限のある方）	1 回	8,500 円

Ⅳ. その他の費用について

1. その他の利用料

訪問にかかる交通費	豊中市・池田市・箕面市は不用 その他の地域は、ステーション規定に基づく実費相当額
死後の処置料	16,500 円 （材料費は別になります。）

2. キャンセル料

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までにご連絡があった場合	キャンセル料は不要です。
	当日訪問までにご連絡があった場合	2,000 円を請求いたします。
	ご自宅に訪問するまでご連絡がなかった場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

3. 利用料等の請求及び支払い方法（利用者負担額、その他の費用）

① 利用料、利用者負担額 （各種保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日前後にお渡します
② 利用料、利用者負担額 （各種保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求内容をご確認のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい ・ 利用者指定口座からの自動振替（当該月の利用料は、翌々月 1 日に毎月振替ます） ・ 現金支払い（請求書をお渡しし、訪問時に集金します） イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収証兼明細書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）

※ 利用料、利用者負担額（各種保険適用）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 1 ヶ月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

V 1 か月あたりのお支払額の目安
基本

日数	基本療養費	管理療養費	24 時間 対応体制	特別管理 加算	合計	1 割	2割	3 割
1	5,550	7,710	6,800	0	20,060	2,010	4,010	6,020
2	11,100	10,720	6,800	0	28,620	2,860	5,720	8,590
3	16,650	13,730	6,800	0	37,180	3,720	7,420	11,140
4	22,200	16,740	6,800	0	45,740	4,570	9,150	13,720
5	27,750	19,750	6,800	0	54,300	5,430	10,860	16,290
6	33,300	22,760	6,800	0	62,860	6,290	12,570	18,860
7	38,850	25,770	6,800	0	71,420	7,140	14,280	21,430
8	44,400	28,780	6,800	0	79,980	8,000	16,000	23,990
9	49,950	31,790	6,800	0	88,540	8,850	17,710	26,560
10	55,500	34,800	6,800	0	97,100	9,710	19,420	29,130
11	61,050	37,810	6,800	0	105,660	10,570	21,130	31,700
12	66,600	40,820	6,800	0	114,220	11,420	22,840	34,270

特別管理加算 I 付き

日数	基本療養費	管理療養費	24 時間 対応体制	特別管理 加算 I	合計	1 割	2割	3 割
1	5,550	7,710	6,800	5,000	25,060	5,610	5,010	7,520
2	11,100	10,720	6,800	5,000	33,620	3,360	6,720	10,090
3	16,650	13,730	6,800	5,000	42,180	4,220	8,440	12,650
4	22,200	16,740	6,800	5,000	50,740	5,070	10,150	15,220
5	27,750	19,750	6,800	5,000	59,300	5,930	11,860	17,790
6	33,300	22,760	6,800	5,000	67,860	6,790	13,570	20,360
7	38,850	25,770	6,800	5,000	76,420	7,640	15,280	22,930
8	44,400	28,780	6,800	5,000	84,980	8,500	17,000	25,490
9	49,950	31,790	6,800	5,000	93,540	9,350	18,710	28,060
10	55,500	34,800	6,800	5,000	102,100	10,210	20,420	30,630
11	61,050	37,810	6,800	5,000	110,660	11,070	22,130	33,200
12	66,600	40,820	6,800	5,000	119,220	11,920	23,840	35,770

特別管理加算 II 付き

日数	基本療養費	管理療養費	24 時間 対応体制	特別管理 加算 II	合計	1 割	2割	3 割
1	5,550	7,710	6,800	2,500	22,560	2,260	4,510	6,770
2	11,100	10,720	6,800	2,500	31,120	3,110	6,220	9,340
3	16,650	13,730	6,800	2,500	39,680	3,970	7,940	11,900
4	22,200	16,740	6,800	2,500	48,240	4,820	9,650	14,470
5	27,750	19,750	6,800	2,500	56,800	5,680	11,360	17,040
6	33,300	22,760	6,800	2,500	65,360	6,540	13,070	19,610
7	38,850	25,770	6,800	2,500	73,920	7,390	14,780	22,180
8	44,400	28,780	6,800	2,500	82,480	8,250	16,500	24,740
9	49,950	31,790	6,800	2,500	91,040	9,100	18,210	27,310
10	55,500	34,800	6,800	2,500	99,600	9,960	19,920	29,880
11	61,050	37,810	6,800	2,500	108,160	10,820	21,630	32,450
12	66,600	40,820	6,800	2,500	116,720	11,670	23,340	35,020

